

【離婚届】を提出された方へ

離婚届が受理された方について、住民登録をしている市区町村で手続きが必要な場合がありますので、ご確認ください。

西東京市に住民登録をされていた方につきましては、次の手続きが必要となります。

項目	手続き	お問合せ先	備考
住民票の異動	住所を変更される方は、手続きが必要となりますので、お問い合わせください。	市民課 受付係(田無庁舎) 042-460-9820 保谷庁舎総合窓口係 042-438-4020	【受付時間】 平日 9:00～11:30 13:00～16:30
印鑑登録をしている方	氏と登録印の登録内容が異なる場合は、印鑑登録は抹消されます。新たに印鑑登録が必要です。		
マイナンバーカード マイナンバー通知カード 住民基本台帳カード をお持ちの方	氏名に変更があった場合には、カードをお持ちください。お持ちいただいたカードに変更後の氏名を記載します。		
電子証明書 をご利用の方	氏名に変更があった場合には、有効期限内であっても電子証明書は失効します(署名用電子証明書のみ)。新たに発行の手続きが必要です。		
西東京市 国民健康保険に 加入している方	保険証をお持ちください。氏等の変更をします。(夜間・休日に届出された場合は、氏等を変更した保険証は郵送いたします。)	保険年金課 国保加入係 042-460-9822	
年金に 加入している方	第3号被保険者は、第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。 年金分割制度の申請が必要な場合があります。	保険年金課 国民年金係 042-460-9825	種別変更手続きは、左記のお問合せ先です。 年金分割制度:年金事務所へお問い合わせください。
年金を 受給している方	氏名変更のある方は、お問い合わせください。		年金事務所での手続きになります。(老齢福祉年金を除く。)
児童手当・ 子供医療費助成 特別児童扶養手当 児童育成手当(障害) を受けてる方	受給者が変更になる場合は、受給者変更の手続きが必要です。	子育て支援課 手当助成係 042-460-9840	必要な書類は、お問い合わせください。
ひとり親家庭等医療費助成 児童扶養手当 児童育成手当(育成) について	ひとり親家庭等の状態にある18歳以下の児童とその養育者が対象となる医療費の一部を助成する制度や手当等があります。		ひとり親家庭等医療費助成及び手当の対象などについて、ご相談ください。お子さんに障害がある場合は20歳未満が対象となる場合があります。
私立幼稚園等 に児童を通園 させている方	補助金の支給を受けている場合は、受給者の変更が必要となる場合があります。また、支給認定を受けている場合は、家庭状況変更届の提出が必要です。	子育て支援課 調整係 042-460-9841	必要な書類は、お問い合わせください。
認可保育所等を 利用または申込み されている方	支給認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届と、受理証明書の提出が必要となります。また、補助金の支給を受けている場合は、受給者の変更が必要となる場合があります。	保育課 保育係 042-460-9842	詳細、必要な書類などについては、お問い合わせください。
学童クラブを 利用されている方	家庭状況変更届の提出が必要です。	児童青少年課 児童青少年係 042-460-9843	

※その他西東京市でサービスを受けている方は、それぞれの担当課でご確認ください。
また、『西東京市暮らしの便利帳』をご参照ください。

西東京市役所市民部市民課

平成30年6月作成